

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当たる翌日)

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷口恒夫

鳥取県規則第二十九号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

目次

◆規則 行政書士法施行細則の一部を改正する規則

◆規則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

◆規則 土地区画整理事業の施行に伴う建設資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

◆規則 鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

◆規則 河川法施行細則の一部を改正する規則

◆規則 漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

◆規則 廉の指定の一部改正

◆規則 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

(登録の移転の申請)

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

2 行政書士会は、登録の移転をしようとする者から請求があつたときは、

第十一条 法第六条の五第一項の規定により登録の移転の申請をしようとする者は、別記様式第二の行政書士登録移転申請書に登録を受けている行政書士会の行政書士名簿の謄本及び住民票を添えて、行政書士会に提出しなければならない。

当該申請者に係る行政書士名簿の謄本を交付しなければならない。
第十二条中「別記様式第四」を「別記様式第三」に改める。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第二

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第三十号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「各部課」を「各部」に改め、同条第三号、第四号、第七号及び第十一号中「各課」を削り、同条第十四号中「及び各都道府県議会」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

別記様式第三を削り、別記様式第四を別記様式第三とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の行政書士法施行細則第六条の規定により交付された行政書士試験合格証は、改正後の行政書士法施行細則第六条の規定により交付された合格証とみなす。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第三十一号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則（昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号イ(1)の表中「一〇六、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「九九、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に、「九三、〇〇〇円」を「九四、〇〇〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に改め、同号イ(1)イの表中

一平方メートル当たり	一四、〇〇〇円
------------	---------

一平方メートル当たり	二六、〇〇〇円
------------	---------

一平方メートル当たり	一四、〇〇〇円
------------	---------

を
〔一平方メートル当たり 一八、〇〇〇円〕
〔一平方メートル当たり 二八、〇〇〇円〕に改め、同号イ(1)イの表
〔一平方メートル当たり 六、〇〇〇円〕

中「八一二、〇〇〇円」を「八二〇、〇〇〇円」に、「九、六九九、〇〇〇円」を「九、五九五、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 改正後の土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則別表第二の規定は、昭和五十八年四月一日以後に移転者等が借り入れた建築資金等について適用し、同日前に移転者等が借り入れた建築資金等については、なお従前の例による。

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第三十二号

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

第六条各号列記以外の部分中「第八条第一項第二号若しくは第三号」を

〔第八条第一項〕に改め、同条第一号を次のように改める。

一 許可に係る施設の新設その他の行為が完了したとき。

第六条に次の一項を加える。

2 法第十三条第一項の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る工事が完了したときは、知事に届け出て検査を受けなければならない。

別表の一の表中

二二〇円	八〇円
------	-----

一六〇円	一一〇円
------	------

に、
〔一〇〇円 六〇円〕を〔一三〇円 八〇円〕に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第三十三号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（検査）

第六条 法第二十条、第二十五条、第二十六条又は第二十七条第一項の規定による許可又は承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事に届け出てその検査を受けなければならぬ。

一 許可又は承認に係る工事その他の行為が完了したとき。

二 法第三十一条第二項の規定により命じられた措置が行われたとき。

三 法第七十五条の規定により命じられた措置又は原状回復が行われたとき。

別表第二の一の表中「毎秒一リットルにつき〇〇円」を「毎秒一リットルにつき三〇〇円」に改め、同表の二の表中「一一〇円 八〇円」を「一六〇円 一〇円」に改める。

〇円
つき

一〇円
に、

一〇〇円
六〇円

を「一一〇円

八〇円」に改める。

一〇〇円
八〇円

に改める。

昭和五十八年三月三十一日

附 則

1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に河川区域内において流水を占用している者のうち改正後の河川法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表第二の一の表の工業又は鉱業のための流水占用の項の規定の適用を受けることとなる者に係る占用料の額については、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間においては、「毎秒一リットルにつき四〇〇円」とあるのは、「毎秒一リットルにつき三〇〇円」と読み替えて、改正後の規則別表第二の一の表の規定を適用する。

告 示

鳥取県告示第三百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

加入区	漁業の区分
夏泊加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業
御来屋加入区	漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

鳥取県告示第三百五十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廻の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十八年四月一日から施行する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

「鳥取県米子都市開発事務所 米子市東町九七

「鳥取県鳥取港湾事務所」

鳥取県鳥取港湾事務所 鳥取市賀露町西浜
一七五七の九二三

「鳥取県鳥取港湾事務所」

鳥取県鳥取港湾事務所 鳥取市賀露町西浜
一七五七の九二三

鳥取県鳥取港湾事務所 鳥取市賀露町西浜
一七五七の九二三

建設事務所 鳥取市湖山町字土
器免九六五の一

に改める。

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗名称等についての一部を次のように改正し、昭和五十八年四月一日から施行する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の米子支店の項中「鳥取県米子都市開発事務所」を削る。

第二号の表の株式会社鳥取銀行の湖山支店の項中「鳥取県鳥取港湾事務所」を「鳥取県鳥取港湾事務所」に改める。